

# 一般社団法人新宿観光振興協会入会規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人新宿観光振興協会（以下「協会」という。）の入退会等の手続きおよび会費等について、定款に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## (会員)

第2条 協会の会員は次の3種別とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (1) 正会員

協会の目的に賛同して入会した個人または団体

### (2) 賛助会員

協会の目的に賛同し、前条に掲げる事業を賛助するために入会した個人または団体

### (3) 名誉会員

協会の目的達成のため、特に功績があった者のうち理事会で承認を得た者

- 2 正会員及び賛助会員には、個人会員及び法人会員の区分を設ける。
- 3 個人として入会した者は個人会員とし、団体等として入会した者は法人会員とする。
- 4 前項にかかわらず、事業を営む個人として入会した者は法人会員として扱う。

## (入会手続)

第3条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、協会が定める入会届を理事長に提出し、任意の会費口数を申し込まなければならない。

## (入会基準)

第4条 会員として入会できる者は、協会の事業に賛同し、協会の定款および諸規程を遵守し、事業に協力する者とする。

## (資格の取得)

第5条 正会員及び賛助会員は、入会申込日をもって当該資格を取得する。

- 2 入会日は、会員資格を取得した日とする。

## (名簿への登録)

第6条 正会員及び賛助会員は協会の管理する名簿に登録する。

- 2 正会員及び賛助会員は、入会届に記載した主要事項に変更があった場合、書面をもって届け出なければならない。

## (入会金)

第7条 協会は入会金を設けない。

(会費の納入)

第8条 正会員及び賛助会員は、会費口数分の年会費を、入会日の属する事業年度から、事業年度ごとに納入しなければならない。

- 2 会員の種別及び区分ごとに会費口数1口当たりの年会費を別表1に定める。
- 3 年会費の納入期限は請求日から1か月以内とする。
- 4 年度途中の入会である場合も、年会費全額を納入しなければならない。
- 5 年会費が連続して納入されない場合は、定款の定めるところにより会員の資格を喪失する。

(会費口数の変更)

第9条 正会員及び賛助会員は、書面をもって会費口数の変更を届け出ることにより、規程で定める口数以上の任意の会費口数に変更することができる。

- 2 前項の変更は、届出がなされた日以降に納付される会費について効力を生じ、既納会費は返還しない。

(退会)

第10条 会員は書面をもって退会の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費等は定款の定めるところにより返還しない。
- 3 退会日は、退会届が協会に提出された日とする。
- 4 理事長が特に認める場合、退会申し出の事実、会員名、日付を書面に記録することで退会届を省略できる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 (第8条関係)

種別	法人会員	個人会員
正会員	1口 10,000円/年 (5口以上)	1口 10,000円/年 (1口以上)
賛助会員	1口 5,000円/年 (1口以上)	1口 5,000円/年 (1口以上)
名誉会員	—	